

令和7年度 幼保連携型認定こども園指導監査提出資料

自主点検表3【処 遇】

法 人 名				
法人本社所在地	〒			
施 設 名				
所 在 地	〒			
	川口市			
記 入 者	職 名			
職名・氏名	氏 名			
連 絡 先	電 話			
	F A X			
	Eメール			
記入年月日	令和	年	月	日

川口市福祉部福祉監査課

自主点検表記入要領

1 自主点検表の対象

この点検表は、幼保連携型認定こども園を対象としたものです。

2 記入方法

- (1) 「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
また、「記入欄及び点検のポイント」は必要事項を記入（□にチェック）し、点検内容を確認してください。
- (2) 原則、記入日時点の内容を記入してください。
- (3) 記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式を追加してください。

3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文 中 の 略 称	名 称
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
こども園条例	川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
認可条例	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
確認条例	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
教育保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府，文部科学省，厚生労働省告示第1号）
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
虐待防止条例	川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

【参考通知等】

府子本第315号通知	幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（平成30年3月30日 府子本第315号ほか 内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当），文部科学省初等中等教育局幼児教育課長，厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）
府政共生第1104号通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日 府政共生第1104号ほか 内閣府政策統括官（共生社会政策担当），文部科学省初等中等教育局長，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）（令和3年1月29日最終改正）
府政共生569号通知	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について（平成26年7月2日 府政共生569号ほか 内閣府政策統括官（共生社会政策担当），文部科学省初等中等教育局長，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
子発0331第1号通知	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和2年3月31日 子発0331第1号ほか 厚生労働省子ども家庭局長，社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）
子母発0331第1号通知	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日 子母発0331第1号 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
府子本第192号通知	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成28年3月31日 府子本第192号ほか 内閣府子ども・子育て本部参事官，文部科学省初等中等教育局幼児教育課長，厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】																																														
1 入所者の状況 (1) 定員を超えて入所していますか。	いる・いない	・次表に利用状況を記入してください。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2"></td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>現在</td></tr> <tr> <td rowspan="4">入所状況</td><td>認可定員（人）</td><td colspan="2">内 訳</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td></td><td>1号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">2号・3号</td></tr> <tr> <td>利用定員（人）</td><td colspan="2">内 訳</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td></td><td>1号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">2号・3号</td></tr> <tr> <td></td><td>現 員（人）</td><td colspan="2">内 訳</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">2号・3号</td></tr> </table>			令和	年	月	日	現在	入所状況	認可定員（人）	内 訳						1号			2号・3号		利用定員（人）	内 訳						1号			2号・3号			現 員（人）	内 訳							1号			2号・3号		
		令和	年	月	日	現在																																											
入所状況	認可定員（人）	内 訳																																															
		1号			2号・3号																																												
	利用定員（人）	内 訳																																															
		1号			2号・3号																																												
	現 員（人）	内 訳																																															
		1号			2号・3号																																												
(2) 私的契約児は入所中ですか。	いる・いない	・私的契約児とは、独自に児童を受け入れている場合です。																																															
2 学級編成 (1) 1学級原則35人以下としていますか。	いる・いない	○ 満3歳以上満4歳未満の園児の学級にあっては20人以下（学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を2人以上置く場合は35人以下）、満4歳以上の園児の学級にあっては35人以下となります。	●こども園条例第5条																																														
3 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (1) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成していますか。	いる・いない	○ 幼保連携型認定こども園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成しなければなりません。	○認定こども園法第10条 教育保育要領 第1章 第2-1 【教育・保育計画】																																														
4 指導計画 (1) 長期的（年、学期、月など）な指導計画を作成していますか。	いる・いない	○ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行うようにしなければなりません。	○認定こども園法第10条 教育保育要領 第1章 第2-2 【年間指導計画】 【学期指導計画】 【月間指導計画】																																														
(2) 短期的（週、日など）な指導計画を作成していますか。	いる・いない	○ 長期指導計画との関連を保ちながら、より園児の生活に即した計画として適切な指導を行えるようにしなければなりません。 ○ 園児の生活リズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにしなければなりません。	【週・日指導計画】																																														
(3) 3歳未満児の個別指導計画を作成していますか。	いる・いない	○ 園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態を踏まえ個別的な計画を作成しなければなりません。 ○ 特に満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。 ○ 園児の集団生活への円滑な接続について、家庭等との連携及び協力を図る等十分留意しなければなりません。	○認定こども園法第10条 教育保育要領 第1章 第3-4 【個別指導計画】																																														

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(4) 障害のある園児などへの指導に当たり、個別の指導計画を作成し活用することに努めていますか。	いる・いない 該当なし	○ 障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行わなければなりません。 ○ 家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用するとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めなければなりません。	○認定こども園法第10条 教育保育要領 第1章 第2-3 第4章 第2-6 ○こども園条例第13条（学校教育法施行規則第54条準用） ○認定こども園法第26条（学校教育法第81条第1項準用） 【年間・学期・月間指導計画】
(5) 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児について、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行っていますか。	いる・いない 該当なし	○ 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行わなければなりません。	○認定こども園法第10条 教育保育要領 第1章 第2-3
(6) 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしないよう徹底していますか。	いる・いない		●確認条例第24条
(7) 子どもの一人一人の人格を尊重して保育を行っていますか。	いる・いない		●確認条例第3条第2項
5 自己評価（園の教育・保育事業等の状況）			
(1) 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、その実情に応じ適切な項目を設定し、自己評価を行っていますか。	いる・いない	○ 認定こども園法施行規則のほか、子ども・子育て支援法運営基準においても、施設は「自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」と規定されています。	●確認条例第16条 ●認定こども園法第23条 ●認定こども園法施行規則第23条 府政共生569号通知5(1) 【自己評価表】
(2) 自己評価の結果を公表していますか。	いる・いない	○ 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況等について、評価を行い公表しなければなりません。 →公表の方法（□にチェックしてください。） ☐ 保護者会等で説明 ☐ 保護者へ配布 ☐ 園内掲示 ☐ HPに掲載 ☐ その他（ ）	●認定こども園法施行規則第23条 府政共生569号通知5(1)
(3) 自己評価の結果を踏まえ、園児の保護者その他の園の関係者による評価を行っていますか。	いる・いない	○ 評価結果は、公表するよう努めてください。	○確認条例第16条 ●認定こども園法施行規則第24条 府政共生569号通知5(2) 【アンケート結果】 【懇親会記録】
(4) 定期的に外部の者による評価（第三者評価）を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。	いる・いない	○ 評価結果は、公表するよう努めてください。	○確認条例第16条 ○認定こども園法施行規則第25条 府政共生569号通知5(3) 【アンケート結果】

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
6 教育時間・保育時間等 (1) 1日の開園時間は、適切な時間となっていますか。	☐ いる ☐ いない	☐ 1日当たりの教育時間は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものですが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間を原則としなければなりません。	●こども園条例第10条 府政共生第1104号通知4(1)
(2) 1年の開園日は、適切な日となっていますか。	☐ いる ☐ いない	☐ 毎学年の教育週数は、原則として年間39週以上ですが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則としなければなりません。	●こども園条例第10条 府政共生第1104号通知4(1)
(3) 2号及び3号認定児童について、日曜日及び国民の祝休日以外に行事等の施設の都合で一斉休園していませんか。	☐ いる ☐ いない	→いる場合の理由を記入してください。 	
(4) 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に幼保連携型認定こども園である旨を掲示していますか。	☐ いる ☐ いない		●こども園条例第12条 ●認定こども園法第31条
7 小学校等との連携 (1) 「学籍等に関する記録」は、適切に記録していますか。	☐ いる ☐ いない	【学籍等に関する記録】 外部に対する証明等の原簿としての性格を持つものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに適切に記入します。	●認定こども園法施行規則第30条第1項 府子本第315号通知
(2) 「指導等に関する記録」は、適切に記録していますか。	☐ いる ☐ いない	【指導等に関する記録】 1年間の指導の過程とその結果等を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格を持つものとしなければなりません。	●認定こども園法施行規則第30条第1項 府子本第315号通知
(3) 園児が進学、転園した場合に、指導要録の抄本又は写しを進学先、転園先の校長等に送付していますか。	☐ いる ☐ いない	☐ 進学の場合は、指導要録の抄本又は写しを、転園の場合は、写しを送付しなければなりません。	●認定こども園法施行規則第30条第2項、第3項
(4) 指導要録は、適切に保存されていますか。	☐ いる ☐ いない	☐ 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録についての保存期間は20年間となっています。	●認定こども園法施行規則第30条第4項 【指導要録】
(5) 指導要録の適切な保存及び秘密保持に留意していますか。	☐ いる ☐ いない	☐ 個人情報保護のため、施錠できるロッカー等に保管してください。 ☐ 指導要録以外にも園児や家族の秘密保持に留意する必要があります。	●こども園条例第14条（認可条例第18条準用）
(6) 園児の出席簿は作成していますか。	☐ いる ☐ いない	☐ 出席簿のほか、園に備えるべき表簿は原則5年間保存しなければなりません。 【主な表簿】 ・園に関係のある法令 ・園則、学校医等執務記録簿、園日誌 ・職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級表 ・指導要録、健康診断に関する表簿 ・資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 ・往復文書処理簿	●認定こども園法施行規則第26条（学校教育法施行規則 第25条、第28条準用）
(7) 教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。	☐ いる ☐ いない	☐ 子どもの心身の状況、子どもの置かれている環境などの把握に努めなければなりません。	●確認条例第12条 【児童票】 【教育・保育日誌】

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(8) 小学校教育が円滑に行われるよう小学校教師との意見交換や合同研究の機会を設けていますか。	いる・いない	○ 「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めなければなりません。	教育保育要領 第1章 第2-1(5)イ
(9) 小学校教育との円滑な接続のため園児と小学校児童との交流の機会を設けていますか。	いる・いない	○ 地域や園の実態等により、園間に加え、幼稚園、保育所等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図らなければなりません。	教育保育要領 第1章 第2-2(3)ㄱ
(10) 家庭との連携を十分に図り、園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにしていますか。	いる・いない	○ 地域の自然、人材、行事、公共施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を得られるよう工夫しなければなりません。 ○ 家庭との連携は、保護者との情報交換の機会や保護者と園児との活動の機会を設けるなど、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮しなければなりません。	教育保育要領 第1章 第2-2(3)コ
8 給食の状況			
(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めていますか。	いる・いない	○ 食育は、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標としなければなりません。 ○ 食育の計画は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づくものとし、指導計画に位置付けなければなりません。	教育保育要領 第1章 第3-6 第3章 第2 食育基本法（平成17年法律第63号） 【食育計画】
(2) 給与栄養量が確保できるように、献立を作成していますか。	いる・いない	○ 季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めてください。 ○ 子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮してください。	●こども園条例第14条（認可条例第14条準用） 子母発0331第1号通知 【献立表】
(3) 食物アレルギー疾患を持つ園児への対応は適切に行っていますか。	いる・いない	○ 学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応してください。 ☐ 医師の診断に基づいた生活管理指導表により食物除去を行っている。	教育保育要領 第3章 第1-3(3), 第2-6
(4) 給食は、適切な時間に提供されていますか。	いる・いない	副食・おやつ (時頃) 昼食 (時頃) 副食・おやつ (時頃) 夕食等 (時頃)	
(5) 検食簿を作成していますか。	いる・いない	○ 検食した時間、検食者、結果（異味、異臭その他異常の有無等）を記録してください。	【検食簿】
(6) 検食は適切に行っていますか。	いる・いない	○ 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じてください。	「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」（平成20年3月7日雇児総発第0307001号ほか）
(7) 給食日誌は適切に記録していますか。	いる・いない		【給食日誌】
(8) 園児の身体活動等を含めた生活状況や、栄養状態、摂食量、残食量等の把握により、栄養目標の達成度を評価し、その後の食事計画や献立の改善に努めていますか。	いる・いない		子母発0331第1号通知 【残食の記録等】

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(9) 食事を適正に提供するため、定期的に園長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に園全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めていますか。	いる・いない	○ 食事計画の実施に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、給食一連の業務内容の改善に努めなければなりません。 食事計画：提供する食事の量と質についての計画をいいます。	子発0331第1号通知 【給食会議録】 【給食日誌】
(10) 給食を実施しない日はありますか。	ない・ある	→「ある」場合 年 回 実施しない理由 	
9 調理の衛生管理			
(1) 施設内で調理を行っていますか。	いる・いない	→いない（施設外で行っている）場合 委託先等名称 所在地 	●こども園条例第14条（認可条例第14条準用）
(2) 満3歳以上の園児に対する食事を園外で調理し、搬入する方法により提供している場合、国の通知を遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意していますか。	いる・いない 該当なし	<u>遵守事項</u> ○ 園児に対する食事の提供の責任が園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ○ 園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、必要な配慮が行われること。 ○ 調理業務を受託する者については、園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とす ○ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ○ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18府子本第448号ほか）
(3) 調理従事者・調乳担当者の検便を月に1回以上行っていますか。	いる・いない	調理従事者の検便実施回数 年 回 調乳担当者の検便実施回数 年 回 ○ 検便検査には、腸管出血性大腸菌O157の検査を含めてください。 ○ 必要に応じて10月から3月にはノロウィルスの検査を含めてください。 ※ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用するものです が、社会福祉施設における食中毒を予防するため、適用されない社会福祉施設についても、可能な限り本マニュアルに基づく衛生管理に努めることとされています。	「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添） 社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号通知） 【調理業務従事者の検便結果表】
(4) 調理従事者や調理室・食品保管庫の衛生管理を適切に行っていますか。	いる・いない	→該当する項目にチェックしてください。 ☐ 調理従事者は、毎日の健康調査を行い、記録している。 （嘔吐、下痢、発熱などの症状や手指等に化膿創があったときは調理作業に従事させないこと。） ☐ 調理従事者は、手指の洗浄と消毒を必要に応じて行っている。 ☐ 手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシが設置されている。 ☐ 食品保管庫・冷凍冷蔵庫を清潔にしている。 ☐ 包丁、まな板等は、用途別及び食品別の使い分けをしている。 ☐ 使用水は、始業前及び調理作業終了後検査し、記録している。 （点検項目） 色、濁り、におい、異物 等 ☐ 受水槽（貯水槽）を設置している場合や井戸水等を殺菌、ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素について、始業前及び調理作業終了後検査し、記録している。 ☐ 食器を消毒保管している。 ☐ ガス漏れ警報機が設置されている。	「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」（平成9年8月8日児保第19号） 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添） 【調理従事者衛生管理点検表】 【調理施設の点検表】 【使用水の点検表】 【給食日誌】

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
(5) 検査用保存食は、原材料も含めて適切に保存していますか。	いる・いない	→該当する項目にチェックしてください。 ☐ 検査用保存食は、原材料及び調理済み食品（ごはん、汁物、おかず、おやつ等施設で提供したもの全て）を食品ごとに、50g程度ずつ清潔な容器に入れて密閉し、調理日を記載して、-20℃以下で2週間以上保存している。 ☐ 冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、隔測温度計を設置している。	【検査用保存食】
(6) 給食原材料の発注手続きや調理前後の保管管理等について、適切に行っていますか。	いる・いない	→該当する項目にチェックしてください。 ☐ 予定献立表に沿って食品を購入している。 ☐ 発注書・納品書を整理し、保存している。 ☐ 納品時に食品材料の検収を行い、その結果を記録している。 （点検項目）品質、鮮度、品温、異物の混入等 ☐ 原材料の保管温度を適切に管理している。 ☐ 調理が終了した食品は速やかに提供している。 ☐ 調理終了後30分を超えて提供される食品の保存温度は、病原菌の増殖を抑制するため10℃以下又は65℃以上で管理している。 ☐ 加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録している。（中心部3点以上測定。75℃で1分間以上加熱。ノロウイルス汚染の恐れのある食品の場合85℃～90℃で90秒以上）	【予定献立表】 【発注書】 【納品書】 【検収記録簿】 【食品保管時の記録簿】 【食品の加熱加工の記録簿】 「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成9年6月30日児企第16号） 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添）
(7) 保健所の立ち入り検査はありましたか。	ない・ある	→あった場合 立入検査年月日 令和 年 月 日 指導事項 有 ・ 無 指導事項及び改善状況について記入してください。 	【保健所指導文書等】
10 給食供給者等の届出 (1) 食品衛生法に基づく給食施設設置届（営業届）や健康増進法に基づく特定給食施設開始届又はその他の給食施設開始届を提出していますか。	いる・いない	○ 給食施設（直営）を設置するときや、特定給食施設（継続的に1回100食以上又は継続的に1日250食以上の給食を実施する施設）又はその他の給食施設として給食を開始したときは、所轄の保健所に所定の期日までに、所定の届出をしなければなりません。 ○ 給食を開始したときは、食品衛生責任者（栄養士、調理師がいる施設を除く。）を置かなければなりません。	食品衛生法(昭和22年法律第233号) 第57条 食品衛生に関する規則(平成30年市規則第73号) 第8条 健康増進法(平成14年法律第103号) 第20条 健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号) 第5条、第6条 健康増進法施行細則(平成30年市規則第62号) 第4条
11 調理業務委託 【調理を外部委託している場合のみ記入】 (1) 契約内容は適切な状況にありますか。	いる・いない	○ 施設と受託業者の役割は明確になっていますか。 業 者 名 : 所 在 地 : ○ 労働争議その他事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証が付されていますか。 代行保証業者名 : 所 在 地 :	「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18府子本第448号ほか） 【調理業務委託契約書】 【仕様書】

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(健康診断) (6) 健康診断等の実施状況			
ア 入園時の健康診断を適切に実施していますか。	いる・いない	○ 原則として、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに 行う）ことになっています。 ただし、疾病その他やむを得ない事由によって、当該期日に健康診断を 受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみや かに健康診断を行うことになっています。	●認定こども園法第 27条（学校保健安全 法第13条、第17条準 用） 学校保健安全法施行 規則第5条、第6条 （認定こども園法施 行規則第27条の規定 に基づく読み替えあ り） 教育保育要領 第3章 第1-2(2) 府政共生569号通知 6(2)② 保育所等における低 年齢児の健康診断に ついて（令和7年9月 16日こ成基第213号 ほか）
イ 定期健康診断（少なく とも年2回）を適切に 実施していますか。	いる・いない	○ 必要があるときは、臨時に園児の健康診断を行わなければなりません。 【満3歳以上の園児の検査項目（3歳児未満の園児はこれに準ずる）】 ①身長及び体重 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 ④視力及び聴力 ⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑧心臓の疾病及び異常の有無 ⑨尿 ⑩その他の疾病及び異常の有無 ◎胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を検査項目として追加可 【内科健康診断実施日】 令和 年 月 日 令和 年 月 日 【歯科健康診断実施日】 令和 年 月 日	●認定こども園法第 27条（学校保健安全 法第13条、第17条準 用） 学校保健安全法施行 規則第5条、第6条 （認定こども園法施 行規則第27条の規定 に基づく読み替えあ り） 教育保育要領 第3章 第1-2(2) 府政共生569号通知 6(2)② 保育所等における低 年齢児の健康診断に ついて（令和7年9月 16日こ成基第213号 ほか） 【定期健康診断票】 【歯科健康診断票】
ウ 健康診断の当日に欠席 した園児を再受診させ ていますか。	いる・いない	再受診方法 〔 〕	●認定こども園法施 行規則第27条（学校 保健安全法施行規則 第5条ただし書き準 用）
エ 健康診断の結果の記録 の整理・保管を適切に 行っていますか。	いる・いない		●認定こども園法施 行規則第27条（学校 保健安全法施行規則 第8条準用）
オ 健康診断の結果を保護 者に通知し、必要な対 応をしていますか。	いる・いない	○ 健康診断を行ったときは21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知 するとともに、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示するなど適切な措 置をとらなければなりません。	●認定こども園法施 行規則第27条（学校 保健安全法施行規則 第9条準用）
カ 園児が転園した場合、 転園先に健康診断票を 送付していますか。	いる・いない 該当なし	○ 他の幼稚園、保育所又は認定こども園に転園した場合には、健康診断票を 送付しなければなりません。	●認定こども園法施 行規則第27条（学校 保健安全法施行規則 第8条準用） 府政共生569号通知 6(2)③
(学校医、学校歯科医 及び学校薬剤師) (7) 学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師を置いて いますか。	いる・いない		●認定こども園法第 27条（学校保健安全 法第23条準用） 学校保健安全法施行 規則第22条、23条、 24条 【学校医等執務記録 簿】
(健康状態の把握) (8) 園児の健康状態や発育 及び発達の状態を把握 し、適時適切な対応を 行っていますか。	いる・いない	○ 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うため、園児の健康状態や発 育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随 時、把握しなければなりません。	教育保育要領 第3章 第1-1(1)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】												
(疾病時対応) (9) 保護者からの情報とともに、園児の健康状態を観察し、何らかの疾病や傷害が発見された場合は、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を行っていますか。	いる ・ いない	○ 学校医と共に、養護教諭等がそれぞれの専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、適切な対応を図ることが求められています。	教育保育要領 第3章 第1-1(2)												
(感染症対策) (10) 感染症やその他の疾病の発生予防に努めていますか。	いる ・ いない	○ 感染症の発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めなければなりません。 →該当する項目にチェックしてください。 ＜職員及び児童の健康状態の把握＞ ☐ 日頃の手洗・うがいの励行 ☐ 平熱の把握及び毎日の健康観察 ☐ 疾病等による欠席理由の把握 (日誌や保育園サーベイランスでの記録) ＜下痢・軟便時の排泄ケア＞ ☐ 決められた場所でのおむつ交換 (激しい下痢のときは、保育室を避ける。) ☐ おむつ交換専用シートの使用 ＜嘔吐時の対策・ケア＞ ☐ 嘔吐物の処理用備品の備え ☐ 感染症が疑われる場合の医務室等での静養 ＜汚染区域と清潔区域の区別＞ ☐ 清潔区域外での排泄物・嘔吐物の処理 ☐ 排泄物・嘔吐物を処理した場合の消毒 ＜マニュアルの整備・研修体制＞ ☐ 感染症対策マニュアルの整備 ☐ 施設内での研修及び訓練の実施・情報共有 ＜感染症発生時の体制＞ ☐ 保護者への連絡体制の確保 ☐ 医師や看護師への相談体制 ☐ 病児の保育体制の確保 ☐ 調乳器具の消毒と保管 ☐ 保育室・寝具や園庭の衛生管理	教育保育要領 第2章 第4-1(2) 第3章 第1-3(2) 保育所における感染症対策ガイドライン (こども家庭庁令和5年5月一部改訂) 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (平成17年2月22日 雇児発第0222001号 ほか) 【感染症対策マニュアル】												
(SIDS対策) (11) 定期的に午睡中の乳児の状況を確認するなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防を行っていますか。	いる ・ いない	○ プレスチェック表の作成 <table><tr><td>間隔</td><td>歳児</td><td>分</td></tr><tr><td></td><td>歳児</td><td>分</td></tr><tr><td></td><td>歳児</td><td>分</td></tr><tr><td></td><td>歳児</td><td>分</td></tr></table> ○ 乳児の顔が見える位置に保育士を配置し、様子がわかる明るさを保っていますか。	間隔	歳児	分		歳児	分		歳児	分		歳児	分	教育・保育施設における睡眠中の安全確保の徹底について (令和6年2月8日こども家庭庁事務連絡) 【プレスチェック表】 【午睡時安全確認表】
間隔	歳児	分													
	歳児	分													
	歳児	分													
	歳児	分													
13 虐待の予防・早期発見等への対応 (1) 園児に対し、虐待その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。	いる ・ いない		●こども園条例第14条(認可条例第11条準用) ●確認条例第25条 ●認定こども園法第27条の3												
(2) 園児の身体の状態、情緒面、行動、養育の状態及び家族の態度等に十分注意して観察や情報収集を行っていますか。	いる ・ いない		児童虐待防止法第5条 教育保育要領 第3章 第1-1(3)												

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(3) 保護者に育児不安等が見られる場合について、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めていますか。	いる・いない		教育保育要領 第4章 第2-8
(4) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合、関係機関と連携し、適切な対応を図っていますか。	いる・いない	○ 市や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っていますか。	教育保育要領 第4章第2-9
(5) 研修を行う等虐待を防止するための措置を講じていますか。	いる・いない		●虐待防止条例第6条第1項
(6) 虐待の早期発見に努めるとともに、市が実施する虐待防止に関する施策に協力していますか。	いる・いない	○ 児童虐待に対して組織的対応を図っていますか。 ○ 児童虐待に関する事実関係を具体的に記録するよう努めていますか。 ○ 虐待対応に関するマニュアルを整備し、活用していますか。 ○ 地域の専門機関や専門職と関係を深めていますか。また、個別ケース会議への出席等、情報提供や連携体制の構築に努めていますか。	●児童虐待防止法第5条第1項、第2項 ●虐待防止条例第6条第2項 子ども虐待対応の手引き 【虐待に係る記録】 【虐待発生時対応マニュアル】
(7) 入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した場合、速やかに、市に通告していますか。	いる・いない	○ 虐待が疑われる場合には、速やかに市に通告し、適切な対応を図っていますか。 ※ 入園児虐待とは以下に該当することを指します。 1 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること 2 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 3 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 4 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	●認定こども園法第27条の2、第27条の4 ●児童虐待防止法第6条 教育保育要領 第4章 第2-9
14 環境衛生			
(1) 園内における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生など、園児及び職員の健康を保護する上で、適切な環境の維持に努めていますか。	いる・いない	○ 園の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する園の適切な環境の維持に努めなければなりません。 ○ 園長は、学校環境衛生基準に照らし、園の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、当該措置を講じることができないときは、園の設置者に対し、その旨を申し出なければなりません。 ○ 園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めなければなりません。 ○ 園児及び職員は手洗い等により清潔を保たなければなりません。	○認定こども園法第27条（学校保健安全法第6条準用） 教育保育要領 第3章 第3-1(1), (2)
(2) 保育室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等）について、学校薬剤師等が定期的に検査を行うとともに検査結果を記録していますか。	いる・いない		○認定こども園法第27条（学校保健安全法第23条準用） ○認定こども園法施行規則第27条（学校保健安全法施行規則第24条準用） 【環境衛生検査記録】

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】										
15 安全管理 (学校安全計画) (1) 園児の安全の確保を図るため、当該園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園の生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施していますか。	いる ・ いない	【教育・保育要領】 ・ 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることから、次の事項に留意しなければなりません。 (事故防止及び安全対策) ・ 学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行わなければなりません。	●認定こども園法第27条（学校保健安全法第27条準用） 教育保育要領 第3章 第3-2(1) 【学校安全計画】										
(危険等発生時対処要領) (2) 園児の安全の確保を図るため、当該園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）を作成していますか。	いる ・ いない		●認定こども園法第27条（学校保健安全法第29条第1項、第2項準用） 教育保育要領 第3章 第3-2(3) 【危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）】										
(3) 危険等発生時対処要領により職員が適切に対処するための必要な措置を講じていますか。	いる ・ いない	○ 危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練（事故、加害行為、災害等）などをしなければなりません。											
(事故発生の防止及び発生時の対応) (4) 事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じていますか。	いる ・ いない		○認可条例第5条第7項 ●確認条例第32条 府子本第192号通知										
ア 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針（マニュアル）を整備していますか。	いる ・ いない	○ 事故発生防止マニュアルを職員間で共有していますか。 ○ 園の環境整備及び予想される事故等を踏まえ、職員の配慮すべき事項や役割が明確になっていますか。 ○ 所外活動では、安全確保（移動経路、場所・設備の確認）、引率・危険等発生時における体制を整備することが必要となります。	【事故防止マニュアル】 【所外活動記録】										
イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合（ヒヤリ・ハット事例）に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備していますか。	いる ・ いない	○ 園児の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集や分析を行い、職員間で共有し事故の再発防止、未然防止を図ることが必要となります。	【ヒヤリ・ハット事例】										
ウ 事故発生の防止のための委員会（会議）及び職員に対する研修を定期的に行っていますか。	いる ・ いない	<table><tr><td rowspan="2">委員会</td><td>開催時期</td><td></td></tr><tr><td>内 容</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">研 修</td><td>開催時期</td><td></td></tr><tr><td>内 容</td><td></td></tr></table>	委員会	開催時期		内 容		研 修	開催時期		内 容		【委員会会議録】 【研修記録】
委員会	開催時期												
	内 容												
研 修	開催時期												
	内 容												

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】						
エ 事故が発生した場合は、速やかに市、当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	いる・いない								
オ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	いる・いない	☐ 治療に30日以上要する事故又は救急案件はありましたか。 令和6年度 _____ 件	【事故報告書】						
カ 賠償すべき事故が発生した場合に備え、賠償責任保険等に参加していますか。	いる・いない	<table border="1"> <tr> <td>保 険 会 社 名</td><td></td></tr> <tr> <td>保 険 の 種 類 及 び 内 容</td><td></td></tr> <tr> <td>加 入 期 間</td><td> 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 </td></tr> </table> ・治療等保険請求件数 _____ 件	保 険 会 社 名		保 険 の 種 類 及 び 内 容		加 入 期 間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	【賠償責任保険証書】
保 険 会 社 名									
保 険 の 種 類 及 び 内 容									
加 入 期 間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日								
(AED) (5) AEDを設置していますか。	いる・いない	→該当する項目にチェックしてください。 ☐ AEDを点検している。 ☐ AEDを職員が使用できる。	「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」(平成21年4月16日医政発第0416002号ほか)						
(日常の安全管理) (6) 日常の安全管理は、適切に行われていますか。	いる・いない	☐ 定期的に施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を点検していますか。	●認定こども園法施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第28条、第29条準用) 【遊具等の安全点検表】						
(プール活動) (7) プール活動・水遊びの際に「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の注意すべきポイントにより確認していますか。	いる・いない	→該当する項目にチェックしてください。 ☐ 指導者と別に監視者を配置している。 ☐ 事前に健康状態を確認している。 ☐ 水深等を確認している。 ☐ 残留塩素濃度を測定している。 ☐ 指導者、監視者、残留塩素濃度等を記録に残している。	府子本第192号通知 「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」(令和6年5月31日こども家庭庁ほか事務連絡) 教育保育要領 第3章 第3-2(2) 【プール日誌】						
(8) 熱中症事故を防止するために必要な対策を講じていますか。	いる・いない	→該当する項目にチェックしてください。 ☐ 暑熱環境においては、暑さ指数等を用いて活動実施に関する判断を行っている。 ☐ 必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えている。							
(地域の関係機関等との連携) (9) 園児の安全の確保を図るため、園が所在する地域の実情に応じて、管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めていますか。	いる・いない	☐ 地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努めなければなりません。	○認定こども園法第27条(学校保健安全法第30条準用) 教育保育要領 第3章 第4-3						

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
16 子育て支援 (1) 園児の保護者に対する子育ての支援を行っていますか。	いる・いない	○ 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、地域における教育及び保育に対する需要に照らし地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供してください。 ○ 提供する際は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めてください。 ○ 日常の様々な機会を活用し、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るとともに、保護者の積極的な参加や、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるような工夫をしなければなりません。 取組内容	●こども園条例第11条 ○認定こども園法第2条第12項 ○認定こども園法施行規則第2条 教育保育要領 第4章 府政共生569号通知 1(2)
(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援を行っていますか。	いる・いない	○ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図り、地域性や専門性を踏まえ、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育て支援を推進するため、乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすことが求められています。 取組内容	